

番号	質問	回答
住所・本籍変更証明書について		
1	警察、法務局、金融機関へのつかいみち以外に使用できますか？	左記以外の用途でのご使用につきましては、事前にご自身でご確認いただけますようお願いいたします。
2	複数の機関に提出するので、追加で書類が欲しい。	警察署、法務局、銀行は原本還付可能です。 それでも不足がある方は、再交付の申請をお願いいたします。
再交付について		
3	休日や時間外でも取得できる場所はありますか？	駅西口サービスセンターで申請のみ受付をします。証明書は後日郵送対応になります。
4	換地処分後に転居や転出をしていた場合も証明してくれますか？	「換地処分前住所」～「換地処分後住所」の変更証明は発行可能です。 引っ越した後の住所の履歴も載せたい場合は、住民票の取得が必要です。
5	換地処分後の住所が正しく書けない、もしくは分からない場合はどうしますか？	換地前の住所が正しく書ければ発行可能です。
6	手元に本籍変更証明書が届く前に取りに行っても再交付の対象になりますか？	なります。送付した日にち時点で市民の手元にあるという認識です。10/14(火)発送予定です。
7	住所も本籍も変更されましたが、住所の変更のみ証明してくれることはできますか？	できます。申請書の□住所のみをチェックしてください。
8	委任状が換地前の住所だったときは受け付けてくれますか？	受け付けます。
9	後見人が請求する場合はどのように対応しますか？	後見人であることを証明する書類(登記事項証明書等)で確認が必要です。(コピーでも可)
10	本籍だけ換地処分になった証明書が欲しい。	今回の換地処分により本籍だけ変更になることはないため、本証明書の交付対象外となります。 本籍の変更を希望される方は転籍届の手続きが必要になります。